第四十九条中「第三十六条第六項」を「第三十六条第七項」に改める。

別表第一中「第四条の二」を「第三条の三、第四条、第四条の二の二」に改める。

別表第三中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四十条及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

（総務省組織令の一部改正）

2　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十二条第二項第六号中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

総務大臣　樽床　伸二
内閣総理大臣　野田　佳彦

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百六十三号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年十月三十一日」を「平成二十五年十月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
防衛大臣　森本　敏

府　令

○内閣府令第七十一号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「、第三十二条の三及び第三十二条の四」を「及び第三十二条の三から第三十二条の十五まで」に改める。

附　則

この府令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。

告　示

○総務省告示第三百七十一号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十四年十月十九日

総務大臣　樽床　伸二

名称	期間	地域
民主党本部周辺地域	平成二十四年十月二十三日から平成二十五年十月二十二日まで	東京都千代田区　平河町一丁目　平河町二丁目　隼町 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○外務省告示第三百四十六号

平成二十四年十月七日にハルツームで、食料生産基盤整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスーダン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食料生産基盤整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十億四千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　堀江良一在スーダン大使

スーダン側　アリー・マフムード・モハメッド・アブドゥッラスール財務・国家経済大臣

平成二十四年十月十九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

○外務省告示第三百四十七号

平成二十四年十月七日にハルツームで、カッサラ市給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスーダン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カッサラ市給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十七億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　堀江良一在スーダン大使

スーダン側　アリー・マフムード・モハメッド・アブドゥッラスール財務・国家経済大臣

平成二十四年十月十九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

○文化庁告示第四十三号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十四年十月五日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十四年十月十九日

文化庁長官　近藤　誠一

札幌リーディングサービスグループ「朗読１１０番」

○厚生労働省告示第五百四十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域（平成二十三年厚生労働省告示第三百十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十四年十月十九日

厚生労働大臣　三井　辨雄

表埼玉県の項中「川口市」の下に「、朝霞市」を加え、同表東京都の項中「世田谷区」の下に「、渋谷区」を、「立川市」の下に「、武蔵野市」を、「調布市」の下に「、小金井市」を加える。

○農林水産省告示第二千三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市菱刈下手字比良田三二四六（次の図に示す部分に限る。）、字上之村三四〇二、三四〇三、三四〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、三四〇七の二、三四〇八の一（次の図に示す部分に限る。）、三四一一の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）